

# 東京都立田園調布特別支援学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日  
校長決定

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけではなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では、次のとおり取り組むものとする。

- (1) いじめを生まない、許さない学校づくりを推進する。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を適切に行う。
- (3) 教職員の指導力の向上を図るとともに、組織的に対応する。
- (4) 保護者、地域及び関係機関と連携して取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、本校に在籍する生徒の保護者、地域及び関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を実効的に行うため設置する。

#### イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの早期対応に関すること
- ・いじめの重大事態への対処に関すること
- ・その他いじめに関すること

#### ウ 会議

原則、年間3回開催する。また、必要に応じて開催する。

#### エ 委員構成

企画調整会議の構成員及び校長が必要と認める者とする。

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

保護者、地域及び関係機関が連携して児童・生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援するものとして設置する。

#### イ 所掌事項

- ・健全育成に向けた取組に関する相談、助言及び支援
- ・問題行動への対応に関する相談、助言及び支援
- ・事案に応じた対応の相談、助言及び支援

#### ウ 会議

原則、年2回開催する。また、必要に応じて開催する。

## エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、保護者代表、民生・児童委員、スクールサポーター及び校長が必要と認めるものとする。

## 4 段階に応じた具体的な取り組み

### (1) 未然防止のための取組

- ア 「いじめは人権侵害であり、絶対に許されない」という雰囲気の学校全体への醸成を進め、十分に理解させる指導を徹底する。
- イ 全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるような場面を提供し、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ウ 学年を超えた関わりを大切にし、お互いを思いやる気持ちを育む。
- エ 生徒会を中心に、様々な活動を通して生徒同士のつながりやふれあいを深め、人権を尊ぶ心を育む。
- オ 学年会や全校連絡会を通して、生徒の変化について教職員が共通理解を図る。
- カ 校内研修等をとおして、教職員の意識及び資質の向上を図る。

### (2) 早期発見のための取組

- ア 「いじめに関するアンケート（記名及び無記名）」及び学校評価において、いじめの可能性のある内容を丁寧に読み取る。
- イ 学校生活の様子や友人関係、通学途中などの生徒の様子を把握し、日常から生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- ウ 定期的な面談を通して、学校・家庭での様子の小さな変化に早期に気付く。
- エ 教職員と生徒の温かい関係や、保護者との信頼関係づくりに努め、日頃から相談しやすい環境を整える。

### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、学年主任や主幹教諭等に報告し、速やかに組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒を守り通す。また、いじめを知らせてきた生徒の安全の確保を行う。
- ウ いじめを行った生徒には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導及び支援を行う。
- エ いじめに気付いた生徒が自分の問題として捉えられるよう指導する。
- オ 保護者の協力、関係機関と連携して取り組む。
- カ ネット上のいじめ対応については、必要に応じて警察署等に相談する。

### (4) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した場合は、速やかに中部学校経営支援センター、東京都教育委員会に報告し、連携して対応に当たる。
- イ 学校いじめ対策委員会を開催し、事案についての概要の把握及び今後の対応を計画する。必要に応じて、適切な専門家を加えるなどの対応をする。
- ウ いじめを受けた生徒の安全を最優先に確保する。また、落ち着いて教育を受けられる環境を整える。
- エ いじめに関わる調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- カ 事案によって、警察署と連携して対応する。

## 5 教職員研修計画

「いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻〔学校の取り組み編〕、下巻〔実践プログラム〕令和3年2月（東京都教育委員会）等を活用し、いじめに関わる課題意識、未然防止、早期発見、早

期対応及び重大事態への対処等について、計画的に研修を実施する。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校の指導方針や取組について説明し、理解推進を図る。
- (2) 特別支援教育コーディネーターや精神科校医（健康相談）を紹介し、学級担任以外にも相談できることを案内する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 生徒の健全育成やいじめ防止に向けて、民生・児童委員と連携する。
- (2) 警察署、子ども家庭支援センター及び児童相談所等から生徒に関わる情報収集を行い、必要に応じて情報交換を行う。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価において、生徒及び保護者にアンケートを実施する。
- (2) 学校評価の集計結果を分析し、必要に応じて次年度の基本方針を改善する。